

令和7年度 第5回松戸市脱炭素専門部会 会議録

- 1 日 時：令和8年1月20日(火)14：00～15：30
- 2 場 所：オンライン
- 3 議 事（1）：松戸市グリーン購入等に係る基本方針について
議 事（2）：松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて
議 事（3）：次年度以降の施策の推進に向けて
議 事（4）：環境審議会への報告内容について

4 出席者：【委員】

- ・奥 真美 部会長
- ・濱島 憲二 副部会長
- ・芦名 秀一 委員
- ・吉川 奈美 委員
- ・角田 辰弘 委員
- ・武田 学 委員
- ・有田 智一 委員

【事務局】

- ・瀬谷 眞一 （環境政策課長）
- ・奈良場 健 （ゼロカーボンシティ推進担当室長）
- ・野中 亮 （補佐）
- ・松戸 孝雄 （主幹）
- ・内海 彩 （主査）

【傍聴者】

0名

5 内容

(事務局)	<p>それでは、ただいまから令和7年度第5回松戸市脱炭素専門部会を始めさせていただきます。司会を務めさせていただきます、環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の松戸と申します。まず初めに、本日の委員の出席状況についてお知らせいたします。現時点で出席者は7名でございます。松戸市環境審議会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、ここからの議事進行を奥部会長にお願いしたいと思います。奥部会長、よろしくお願いいたします。</p>
(奥部会長)	<p>はい。わかりました。皆様こんにちは。それではここから、私の方で議事進行を務めさせていただきます。本部会は公開が原則となっておりますが、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
(事務局)	<p>傍聴希望者おりませんでしたので、ご報告いたします。</p>
(奥部会長)	<p>はい、わかりました。それでは事務局から資料について確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>資料につきましては次第に記載させていただいているものを事前にお送りさせていただいておりますので、順次共有しながら進めさせていただきます。</p>
(奥部会長)	<p>はい。それでは議事に入って参りたいと思います。本日の議題は次第に掲載されております通り、4点ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 松戸市グリーン購入等に係る基本方針について (2) 松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて (3) 次年度以降の施策の推進に向けて (4) 環境審議会への報告内容について <p>この順番で進行させていただきます。では早速、まず議題(1)ですが、松戸市グリーン購入等に係る基本方針について事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>はい。資料1-1及び1-2に基づいてご説明させていただきます。まず資料1-1の3ページをご覧ください。今年度の部会において、松戸市のグリーン購入等に係る基本方針の改定案についてご議論いただいているところでございますが、前回の部会のご意見も踏まえ、また新たに事務局内で再度検討させていただいたところ、第10条に掲げる建築物に係る契約に関する内容について、やはりもう少し簡素化し、中身をより分かりやすく書き直すことが重要ではないか、という意見がございました。</p> <p>そこで、新たに第10条の改定・追加というところについては、建築</p>

物に係る契約として、(1)新築にあたっては、原則 ZEB Ready 以上の ZEB 化と再生可能エネルギーの導入を図る、(2)既存建築物の改修にあたっては、改修による省エネルギー効果を踏まえ、必要に応じて ZEB 化を見据えた中長期的な改修計画を検討する、(3)建築物に係る契約にあたっては、建築物の企画・設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまで、ライフサイクル全般において建築物の脱炭素化を検討するものとする、という3点に絞ることといたしました。

これまで第10条第2項以降に記載しておりました内容については、新たに「松戸市公共施設脱炭素ガイドライン」を作成し、これを参照いただくことで、各課の皆様には、上記(1)から(3)が達成できない場合の検討の際の参考としていただけるよう、ガイドラインを整理したところでございます。

続いて、資料1-2に記載されております「松戸市公共施設脱炭素ガイドライン」についてご説明させていただきます。先ほどもご説明したとおり、基本方針本体には、新築の ZEB 化、既存建築の改修、運用の3事項を記載しておりますが、ガイドラインでは、それ以外の部分について補完する形で内容をまとめております。

まず、ガイドラインの1つ目として「ZEB 化の推進」を記載しております。大まかな内容は基本方針第10条の記載のとおりですが、併せて3)において、「ZEB 化が難しい施設であっても可能な範囲で、現行の建築物の省エネルギー基準よりも高い省エネ基準を満たすことに努めます。」という文章を設けることで、ZEB Ready 以上の ZEB 化が難しい場合、あるいは再生可能エネルギーの導入が難しい場合であっても、可能な限り脱炭素化を目指すことを検討する、あるいはそれに努めることを記載しております。また、ZEB 化のレベル別の基準についてガイドライン内で説明することで、各担当者が ZEB の内容を理解しやすいようにしております。

続いて2ページ目、「再生可能エネルギーの導入の推進」です。市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの多くが、建物への太陽光発電設備の設置であることから、公共施設においても設置を推進することとしております。導入方法については、屋根等や敷地内への直接設置による自己所有方式のほか、PPA、リースなど第三者所有方式も検討することを記載しております。また、太陽光発電設備の導入が困難な場合には、その他の再生可能エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギー由来の電力調達など、代替手段について検討することを示しております。

3つ目として、「運用段階における配慮事項」を記載しております。公共施設の脱炭素化に向けては、設備整備だけでなく運用面での配慮も重要であることから、取組を規定しております。

	<p>まず1)として、施設整備の際にエネルギー消費量の把握や、適正運転維持のための監視・管理システム等の導入を行うことで、整備以降の管理運用段階において、施設管理者の協力を得ながら、エネルギー消費量や運用CO2排出削減の定量的把握、設備・システムの維持管理の実態把握に努めることを規定しております。</p> <p>また2)として、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、システムや設備の適切な運用改善を目的としたエコチューニング等を推進します。エコチューニングの実施により、設備の稼働状況やエネルギー消費量等を調査・分析し、省エネ対策に係る設備機器の導入、改修・運用改善、エネルギー管理体制等を検討し、公共施設の運用等における省エネ化に努めることを記載しております。</p> <p>さらに3)として、建物の改修時や設備機器の更新時においては、ESCO事業を活用するなど、公共施設における省エネルギー化及び光熱水費の削減に努めることを記載しております。こちらは、これまでお示ししていた基本方針の第10条第2項以降に記載していた内容を盛り込むイメージとなっております。</p> <p>また、3ページ目の4「ZEB化及び省エネルギー改善の検討実施フロー」です。各担当課が実際にZEB化や省エネルギー改善の検討・実施を行う際の流れが分かるよう、検討から実施までの流れを記載しております。</p> <p>最後に4ページ目ですが、参考資料として、導入が考えられる脱炭素化技術にどのようなものがあるかを記載しております。基本方針改定案を各課に紹介した際に、具体が分かりにくいというご意見もございましたので、いくつか例示することで、分かりやすくなるよう整理しております。</p> <p>以上、資料1-1及び資料1-2に基づき、グリーン購入等に係る基本方針の改定案についてご説明させていただきました。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ご説明ありがとうございます。それでは、ただいま松戸市グリーン購入等に係る基本方針の改定案と、ガイドラインの内容についてご説明がありました。基本方針の方は記述を簡素化し、取組の方向性を示すにとどめ、詳細はガイドラインを確認いただきながら具体的な取組を進めていただく、という立て付けにする、そういうご提案です。</p> <p>何かご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(芦名委員)	<p>基本的な方針としては、今分けていただいたということで、特段反対はございません。確認として、まだ十分にフォローしきれていない部分もあるのですが、見消しになっている部分とガイドラインを横で拝見し</p>

	<p>ていると、事業者選定について「技術提案を求める」といった部分が、新しいガイドラインのどこに当たるのかが分かりにくいところがあります。ひょっとすると4の検討実施フローがそれに当たるのかもしれませんが、文言として消えているように見える箇所もございます。例えば「プロポーザル方式により」といった部分など、どの辺りに該当するのか教えていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>はい。ありがとうございます。ご指摘のとおり、前回の部会までお示ししていた案で、取り消し線が示されている箇所のうち、特に重きを置いていた「プロポーザル方式による選定」については、現時点ではガイドラインに取り込んでいない状況です。</p> <p>取り入れなかった理由としては、各課への照会の中で、プロポーザル方式による選定に関して様々なご意見があったことがございます。細かいところまで指定するというよりは、各課の事業推進にあたって、まずは検討から始めていただきたい、という意図がございました。</p> <p>一方で、その点がガイドラインには十分反映されていない、というご指摘として受け止めております。フローの中でも読み取りにくい部分があるかと思しますので、本日のご指摘を踏まえ、ガイドラインにプロポーザル方式に関して含めることについて、事務局内で検討させていただきたいと考えております。</p>
(芦名委員)	<p>はい。分かりました。状況は承知しました。入れることによってハードルが高くなり、結果として取組が進まなくなるのは本末転倒ですので、バランスを取りながら落としどころをぜひ見つけていただければと思います。ありがとうございます。</p>
(奥部会長)	<p>はい。では、ガイドラインの内容については、まだこれから修正があり得るということでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。本日のご意見等も踏まえ、ブラッシュアップすべき点もあるかと思しますので、修正はさせていただく想定です。</p>
(奥部会長)	<p>はい、分かりました。他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>事業者の選定方法をガイドラインにどこまで詳細に書き込むかは、市の内部事情もあると思いますのでご検討いただき、修正する場合は内容をご共有いただければと思います。</p> <p>よろしいですか。はい。ありがとうございます。</p> <p>では、議題(1)は以上とさせていただきます。基本方針の方は簡素化した案で、特に大きな異論はなかったという理解です。一方で、ガイ</p>

	<p>ドラインについては、削除した部分をどこまで、どのように引き受けるかは検討の余地があるようですので、ご検討ください。</p> <p>それでは議題（2）に参ります。松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>はい。ありがとうございます。資料 2-1、資料 2-2、そして参考資料に基づきご説明させていただきます。まず資料 2-1 ですが、第 4 回（前回）の専門部会における委員意見と対応についてでございます。前回、委員の皆様からいただいたご指摘・ご意見を整理し、それぞれの対応を記載しております。上から順番にご説明いたします。</p> <p>一つ目として、第 1 章「地球温暖化の動向」の部分で誤字のご指摘がございました。国の地球温暖化対策計画の改定年月の誤りがありましたので、該当箇所の素案 5 ページを修正しております。</p> <p>続いて 2 つ目、基本方針 2 「再生可能エネルギーの普及促進」における市民・事業者の取組についてです。素案の 38 ページにあたります。市民向けには「クリーンな電力を販売する電気事業者を選択」とあり、事業者向けには「クリーンな電力を購入」とありましたが、「再エネメニューを取り扱っている事業者を選ぶ」ことだけがクリーンな電力利用とは限らない、というご指摘をいただきました。これを踏まえ、市民向け・事業者向けの記載を整合させ、「電力契約の際は、再生可能エネルギー由来のクリーンな電力を選択する」とする修正をしております。</p> <p>3 つ目、第 3 章「目標達成に向けた取組」についてです。環境未来会議における提案が、計画のどの柱・施策に関係するのかが分かるように整理されていると、参加した市民にも成果が分かりやすい、というご意見をいただきました。これを踏まえ、基本方針に紐づく施策と、市民提案の関係を一覧表で整理し、参考資料として取りまとめております。</p> <p>2023 年度から今年度まで 3 年間、松戸市環境未来会議を開催しており、2024 年度・2025 年度の会議で出された提案は、区域施策編に盛り込む考え方としております。これに基づき、施策体系との紐づけ整理を行いました。右側 2 列に、関連する提案番号を付しており、以降に 2024 年度提案一覧と、2025 年度提案一覧を掲載しております。参加者から見、どの提案が計画にどう反映されるのか、分かりやすいよう整理させていただきました。詳細は後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>続いて 4 つ目、基本方針 4 「気候変動への適応の推進」についてです。災害対策として、事業所向けに BCP や事業継続力強化計画の策定促進等を取り入れるべきではないか、というご意見をいただきました。これを踏まえ、素案 42 ページ「気候変動に伴う災害対策の推進」に、事業所の BCP 対策の推進を新たな施策として位置付けました。内容としては、事業所への太陽光発電設備や蓄電池の導入を推進し、災害時の非常</p>

	<p>用電源確保、事業継続力の強化、防災対策を支援する、というものです。併せて、市民・事業者の取組として、BCPの策定、防災訓練、復旧計画、サプライチェーン確保等、事業継続マネジメントを通じた防災活動の推進に努める、という記載も追加しております。</p> <p>最後に、全体事項として「クリーンエネルギー」に何が含まれるか等、用語の説明を加えてほしい、というご意見をいただきましたので、参考資料に用語解説を追加しております。素案の87ページに記載しておりますが、クリーンエネルギーについては、計画内では再生可能エネルギーと区別し、水素や環境価値を活用したカーボンオフセット都市ガス等、環境負荷の低い燃料を指すものとしております。以上、資料2-1に基づきご説明いたしました。</p>
(奥部会長)	はい。ご説明は以上ですか。
(事務局)	はい。ご説明は以上です。新たにご指摘等ございましたらいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。
(奥部会長)	はい。それでは、前回の委員意見をどのように反映したか、また市民提案が計画案のどこに反映されているかを整理した資料についてご説明いただきました。資料2-2の方に具体的にどう反映されたか、箇所をご確認いただかなくても大丈夫ですか。口頭でページは示していただきましたが。
(事務局)	それでは素案の修正箇所について簡単に説明させていただきます。
(事務局)	<p>はい。まず5ページです。下段の段落冒頭、「2025年2月に閣議決定」の箇所について、前回素案では「2024年7月」となっておりましたので修正しました。</p> <p>続いて38ページです。電力契約の際の記載を「再生可能エネルギー由来のクリーンな電力を選択する」に修正しました。前は「クリーンな電力を販売する電気事業者を選択」としていましたが、「電力を選択する」形に修正し、事業者向けの記載とも統一しております。</p> <p>次に42ページです。「気候変動に伴う災害対策の推進」の4つ目として、事業所への太陽光設備や蓄電池の導入を推進し、非常用電源確保等を通じて事業継続力強化・防災対策を支援する施策を追加しました。併せて43ページにBCP策定等の記載を追記しております。</p> <p>最後に87ページ、参考資料の用語解説です。用語解説を追加し、クリーンエネルギーの説明も追記しております。以上です。</p>
(奥部会長)	はい。ありがとうございます。今の素案87ページのクリーンエネルギーの用語解説の文ですが、1行目の「排出市」の「市」が誤字になっているので、ひらがなにする等、修正をお願いします。

	<p>では、これらの修正箇所、もしくはそれ以外でも追記や修正が必要と思われるところがありましたら、ご意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
(濱島副部会長)	<p>BCP を入れていただきありがとうございました。良い形で入れていただいたと思います。</p> <p>私から一点、53 ページです。53 ページの 1-2「人口・世帯数」ですが、偶数年で 2010 年から 2024 年までとなっていて、2024 年を直近としています。ただ直近ですと、2025 年の数字が出てくると思います。人口が 50 万人を超えたので、ぜひここは 50 万人を超えた数字を使った方がよいのではないかと思います、意見として申し上げます。以上です。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ありがとうございます。では直近の数字が出ているということでしたらこちらは数字の更新をお願いできますか。</p>
(事務局)	<p>最新の数値については事務局内で確認させていただいた後、反映する、しないを判断させていただければと思います。</p>
(奥部会長)	<p>よろしくをお願いします。はい。これは出典が松戸市統計書になっていますので、令和 7 年度版松戸市統計書というのが、そもそも出ているかどうかですね。改めてご確認いただき、新しい数字が出てきたら入れ替える、ということをお願いします。</p>
(芦名委員)	<p>はい。追加の意見というわけではなく、前回申し上げたコメントにいろいろお答えいただきありがとうございます。特に 3 つ目の環境未来会議での提案との関係性について、整理していただきありがとうございます。こういった形でまとまると、参加されている皆様も「なるほど、こういったところに自分たちの意見が反映されているのだな」と理解しやすくなり、次の活動にも反映しやすくなると思います。御礼を申し上げます。以上です。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ありがとうございます。こういうふうに整理していただくと、反映状況がよく分かるかと思います。ほか、よろしいでしょうか。特にありませんようでしたら、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>議事 (3) になります。新年度以降の施策の推進に向けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>はい。資料 3 を元にご説明いたします。次年度以降の施策の推進に向けて、①市有施設における再生可能エネルギーの活用、②エネルギーの地産地消、③地域における連携の推進という 3 つの観点について、資料を整理しております。</p> <p>本資料の趣旨は、次年度以降の推進に向けた事業例を事務局からサンプルとして提示し、それに対する懸念点や注意点、その他お気づきの点</p>

についてご意見をいただくことにあります。事業例として、市有施設へのペロブスカイト太陽電池の導入、地域における太陽光発電設置事業者認定制度、民間事業者との連携による卒FIT電力の利活用、地域金融機関等との連携による中小企業脱炭素化支援の4つを挙げています。なお、これらは他自治体の事例を踏まえた例示であり、松戸市で実施をフィックスしたものではありませんので、これに限らず幅広くご意見をいただければと思います。

はい。では次のページから、3ページ以降についてご説明させていただきます。まず、主要施設へのペロブスカイト太陽電池の導入についてでございます。他自治体での先行事例についてご説明いたします。

まず、横浜市の実例でございます。横浜市では、太陽光発電の適地が限られる都市部において、さらなる再エネの普及拡大が重要視されており、公共施設を活用した次世代型太陽電池の実証実験を提案し、3事業者4提案が選定され、実証実験を開始している状況でございます。横浜市は特にペロブスカイトに力を入れており、普及啓発をはじめ、実証実験への協力や製品転用に向けた支援等を行っております。

例えば、左下でございます鶴見区役所における実証実験では、区役所の入口の屋根部分にペロブスカイトを設置し、発電量をリアルタイムで現地表示するなど、普及啓発に努めております。また、右側の例では、ペロブスカイト太陽電池のフォーラムを開催するなど、最新の開発状況を共有し、太陽電池の特性を生かした新たな活用方法のアイデア創出を目的とした取組が実施されております。今後、様々なノウハウを持つ企業が、ペロブスカイトを活用した製品やサービスを展開することにより、脱炭素社会の早期実現を目指しているところでございます。

続いて5ページ目に参ります。こちらは福岡市の事例でございます。福岡市では、ペロブスカイトの積極的な設置促進を進めており、市有施設を活用した実証事業も実施しています。福岡市では、2030年度までにみずほPayPayドームの屋根等へのペロブスカイト設置を目指すなど、都市圏として再エネの活用に取り組んでいます。今後は、市有施設への導入可能性調査を実施し、導入ポテンシャルや導入コストの概算の整理を進める予定となっております。

現在、市有施設で実施されている導入実証では、左下でございますように、積水化学工業が開発を進める防水材一体型製品の商用化に向けた実証事業が行われております。従来のシリコン型太陽電池では、屋根や防水材の修理の際に一度パネルの撤去が必要となりコストがかかるという課題がありましたが、ペロブスカイトは軽量で取り外しが比較的容易であるため、その点の課題解決も期待されているところでございます。

また、右側のとおり、福岡市では国補助への上乗せ補助を実施してお

り、環境省のペロブスカイト導入支援事業と連動した形で、事業者による市内建物への導入促進が図られております。

続いて6ページ目でございます。こちらは環境省が実施しているペロブスカイト太陽電池の導入支援事業について整理したものでございます。導入コストの低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの構築を目的としており、地方公共団体だけでなく民間事業者等も応募可能な制度となっております。本年度から開始された補助事業であり、既に2回目の募集を終えております。その中で福岡市も採択されており、導入可能性調査を実施し、次年度以降に市有施設への導入が想定されている状況でございます。

続いて7ページ目でございます。こうした先行事例を踏まえ、松戸市において実施する場合の可能性として考えられるパターンをご説明いたします。区域施策編の素案にもペロブスカイトの文言は記載しておりますが、松戸市の再エネ導入ポテンシャルは建物への太陽光によるものが最大である一方、今後は既存建築物への導入促進という観点も非常に重要であると認識しております。

しかし、現在主流のシリコン型太陽電池では重量が大きく、既存住宅への導入にあたっては耐震性や構造面での制約が多く、導入が困難なケースもございます。こうした課題を踏まえ、軽量であり壁面設置等も期待されている次世代型太陽電池のうち、特にペロブスカイト太陽電池の普及拡大に向けた施策を打ち出すことが考えられるのではないかと整理しております。今後、市内での普及拡大に向けては、まず主要施設等での実証的な導入を視野に入れつつ、将来的な既存建築物への導入も見据えた検討が必要であると考えております。

続いて8ページ目でございます。民間事業者等との連携による太陽光発電設置事業者認定制度についてです。

9ページ目には、自治体の先進事例として川崎市の取組を整理しております。川崎市では、「太陽光発電普及事業者登録制度実施要綱」に基づき、建築物への太陽光発電設備の設置普及に向け、一定の要件を満たした設置事業者を登録する制度を設けております。これにより、市民に対して事業者の見える化を図り、安心して太陽光発電設備を設置できる環境整備を進めております。

制度の概要としては、太陽光設備の設置・施工を担う事業者を登録・公表することで、市民や事業者がどの事業者に依頼すればよいか分からないという不安の解消を目指すものでございます。登録はポータルサイトを通じて申請可能であり、令和8年1月時点で216件の登録事業者が存在しております。

また、登録要件としては、川崎市の太陽光発電導入促進施策への理解

や、太陽光発電設備に関する知識を有すること等が求められており、確認試験によって知識の深度を確認する仕組みが設けられております。確認試験では9割以上の正答率が必要とされており、事業者としての適性確認が行われております。

続いて10ページ目でございます。こちらは埼玉県事例です。埼玉県では、太陽光に限らず、太陽熱利用システム、蓄電池、エネファーム等も含めた「省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」を実施しております。県民が安心して設備を導入できるよう、販売・施工・PPA・リース等の実績を有する県内事業者を認定し、県ホームページで公表しております。さらに、認定事業者との契約により設備を導入する場合の補助制度も併せて実施されております。認定事業者は毎年度、活動状況や契約実績を県へ報告する必要があり、制度の信頼性確保にもつながっております。

続いて11ページ目でございます。これらの事例を踏まえ、松戸市で認定制度を検討する場合の可能性を整理しております。市民や事業者の太陽光導入にあたっての不安を払拭し、地域一体で再エネ設備の導入を促進する観点から、市が一定要件を満たす設置事業者を登録・認定し、その情報を周知する制度の構築が考えられます。

松戸市が実施した意見聴取においても、「どの事業者に依頼すればよいか分からない」「施工品質のばらつきが不安」といった声が挙がっており、信頼できる事業者の見える化へのニーズが確認されております。このような制度を導入することで、施工品質の確保やトラブルの未然防止、市民の安心感の向上、さらには事業者側の実績PRにもつながると考えられます。

続いて12ページ目、民間事業者との連携による市内の卒FIT電力の利活用についてです。

13ページ目の先進事例として、さいたま市の取組がございます。さいたま市では、再エネの地産地消を推進する施策の一環として、出光興産と協定を締結し、卒FIT電力を含む再エネ100%電力を公共施設等で活用する事業を実施しております。

市内家庭で発電された余剰電力を買い取り、公共施設へ供給する仕組みとなっており、発電状況の把握やメンテナンス提案など、太陽光設備の長期有効利用にも寄与するサービスが併せて提供されております。例えば、一定期間発電量がゼロの場合に通知するサービスや、故障時の相談窓口の設置など、契約者向けの支援体制も整備されております。

続いて14ページ目でございます。卒FIT電力の活用については、袋井市や掛川市などの事例もございます。地域新電力や地元事業者と連携し、地域内で買い取った再エネ電力を公共施設へ供給することで、排出

	<p>削減だけでなく、エネルギー代金の域外流出の抑制や地域経済の活性化、災害時の分散型電源としてのレジリエンス向上にもつながる施策として広がっております。</p> <p>続いて15ページ目でございます。松戸市において卒FIT電力の利活用を検討する場合、戸建住宅が多く、FIT制度による太陽光導入住宅が一定数存在することから、FIT期間終了後の電力活用を進めることで、市内再エネの地産地消を促進することが可能であると考えられます。</p> <p>電気事業者や地域新電力等との連携により、市内家庭から余剰電力を買い取り、公共施設へ供給する仕組みや、市内還元型の電力供給スキームなどが検討の方向性として考えられます。</p> <p>続いて16ページ目、地域金融機関等との連携による中小企業の脱炭素化支援についてです。川崎市では、金融機関や支援機関と連携したコンソーシアムを創設し、中小企業の脱炭素経営支援体制を整備しております。排出量の見える化支援や伴走型支援、人材育成等を実施し、地域ぐるみでの脱炭素経営の推進を図っております。</p> <p>続いて18ページ目、浜松市の事例でございます。環境省の「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」の採択を受け、自治体、商工会議所、金融機関等が連携したコンソーシアムを設立し、支援メニューの整備や情報提供、セミナー開催、排出量算定ツールの活用など、多様な支援を展開しております。</p> <p>最後に20ページ目でございます。松戸市では、2025年11月に17の地域金融機関と包括連携協定を締結しており、地域経済活性化や中小企業支援を目的とした連携体制が既に構築されております。連携事項にはSDGsに関する内容も含まれていることから、他自治体の脱炭素経営支援の事例を参考に、既存の連携体制を活用した中小企業の脱炭素化支援施策の検討も可能であると考えております。</p> <p>以上が資料の説明となりますが、本資料は次年度以降の施策を立案・検討する際の参考とすることを主な目的としております。また、本日のご議論の中で、実行計画に反映すべき事項がございましたら、計画への反映についても検討させていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ご説明ありがとうございました。他自治体の先進的な事例について、非常に興味深い取組をいくつもお紹介いただきました。様々な自治体の事例を参考に、松戸市において次年度以降、具体的にどのような取組を進めていくかという観点で、いくつかの事業案をご提示いただいたものと理解しております。</p> <p>現在の計画案の中には、施策体系や基本方針、その下に位置付けられる柱立てと内容の説明は盛り込まれておりますが、それを実際の取組に</p>

	<p>つなげていく段階において、どのような具体策が考えられるかという点で、事務局から例示いただいたという整理かと思います。</p> <p>これらの案を実現していく上での留意事項や懸念点、また資料でご説明いただいた方法以外にも、こういったことが考えられるのではないかとといったアイデア、新しい技術や手法等も含めて、幅広くご意見をいただければという趣旨でございます。何かお気づきの点がございましたら、ご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(芦名委員)	<p>はい。いろいろとご説明ありがとうございます。次年度以降の検討ということですので、気づいた点という形でコメントさせていただきます。</p> <p>まず、ペロブスカイトの話については、非常に重要なポイントだと思っております。実際に補助を出すということだけでなく、市民の皆様がアクセスできる場所で、実証実験のような形で見られる場を設けることも有効ではないかと思えます。資料にある鶴見区役所の例のように、実際に目に見える形で設置されていると、「こういうものなのか」と理解が進むと思えますので、市民への普及とは別に、創発的な取組として設置してみるということもご検討いただくとよいのではないかと感じました。</p> <p>次に、認定制度についてですが、これは要望に近いコメントになります。今回、川崎市と埼玉県の事例をご紹介いただきましたが、可能であれば他自治体との共通性を持たせるような制度設計もご検討いただければと思います。事業者の立場からすると、自治体ごとに同様の申請を繰り返すことは手間になりますので、例えば他自治体で既に登録されている事業者については、簡易な登録とするなど、濃淡をつけた仕組みもあり得るのではないかと思います。いずれにしても、他自治体の制度との整合性を意識した立て付けをご検討いただければと感じました。</p> <p>金融機関との連携については、既に連携体制があるとのことですので、卒FIT電力の利活用も含め、全体を包括する形でうまく活用できるようになるとよいのではないかと感じたところです。コメントとなりますが、以上でございます。</p>
(事務局)	<p>ご意見ありがとうございます。重要な視点であると認識しております。</p> <p>特にペロブスカイトについて、普及啓発の観点からの見える化というご指摘をいただきました。現時点では検討段階ではございますが、今後普及していく可能性のある新技術であることから、市民の皆様にもご理解いただけるような普及啓発の方法については重要な論点であると受け止めております。</p>

	<p>また、認定制度についての他自治体との共通性の確保という点につきましても、ご指摘のとおり重要であると認識しております。本年度および昨年度検討してきた制度とも通じる部分がございますが、他自治体の制度を参考にしつつ、共通性や運用のしやすさも踏まえた制度設計を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、金融機関との既存の連携体制の活用についても、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>有田委員は既にご退出されたようですが、チャットでメッセージをいただいておりますので、こちらを確認させていただきます。</p> <p>建築物の形態規制緩和に関する特例適用要件の検討に関連して、建築主にとって事前の予見性が高い内容とすること、また建築審査会における審査手続きの運用コストが過度に高くない内容とすることが望ましい。そのためには、判断基準を事前に明示しやすいものとする必要があり、市内の建築物の近年の実績調査や、必要に応じて県の建築士会松戸支部等の専門家団体との事前協議が望ましいのではないか、というご意見でございます。</p> <p>こちらは、今回の参考事例に直接対応するものというよりは、後ほどの資料4に関連するご意見かと思っておりますので、事務局の方で引き取っていただき、今後の検討の参考としていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>はい。次の議題の資料4に関する事項となりますので、事務局にて確認の上、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
(奥部会長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題(3)について、他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>認定制度については、川崎市と埼玉県の事例をご紹介いただきましたが、埼玉県の制度は太陽光発電設備に限定したものではないという理解でよろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい、おっしゃる通りです。</p>
(奥部会長)	<p>そうしますと、太陽光に限定した認定制度とするのか、あるいは省エネ関連設備全般を対象とするのかという点も、一つの検討事項になるかと思っております。対象を広げるほど、認定基準の設定や運用は複雑になりますので、まずは太陽光からという考え方もあるかと思っております。</p> <p>また、事業者の認定基準や参入要件については、自治体ごとの入札参加資格登録などの既存の仕組みとの関係もあるため、現行の登録制度を</p>

	<p>どのように活用するかという観点も必要になるかと思えます。あわせて、市内事業者と市外事業者の取扱いをどうするか、市内企業支援の観点も含めて制度設計上の検討事項になるのではないかと感じました。</p>
(角田委員)	<p>コメントになりますが、事業者登録制度については、市民の皆様にとっても事業者にとっても安心感につながる点で、非常に有効ではないかと思っております。昨今、弊社にも不審な訪問営業等に関するお問い合わせが増えておりますので、信頼できる事業者を見える化する制度は、ぜひ検討された方がよろしいのではないかと感じました。以上です。</p>
(濱島副部会長)	<p>角田委員のおっしゃるとおり、認定制度には非常に興味を持っております。川崎市が216件、埼玉県が320件ということで、登録件数も一定規模となっておりますので、事務作業や登録費用、運用体制等について、次年度以降もう少し詳細に調査していただき、ご教示いただけるとありがたいと思えます。住民の方々、事業者の方々ともに関心の高い制度になるのではないかと考えております。以上です。</p>
(奥部会長)	<p>そうですね。はい。引き続き詳細の運用状況も含めた調査をお願いできればと思えます。他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題(4)に移らせていただきます。環境審議会の報告内容について事務局からご説明お願いいたします。</p>
(事務局)	<p>はい。ありがとうございます。では資料4に基づき、簡単にご説明させていただきます。前回の部会においてもご説明させていただいた内容となりますので、細かい部分の説明は割愛させていただきますが、前回報告事項としてお示した内容について、中間報告案として、3月の環境審議会において報告する内容を取りまとめしております。</p> <p>説明の方法といたしましては、資料4及び環境審議会の参考資料を用いて、奥部会長から口頭でご説明いただく流れを想定しているところでございます。</p> <p>前回の部会からの修正点としては1点ございまして、区域施策編の改定内容のうち、特に目標達成に向けた施策の推進に関する文言を、現在の区域施策編の文言に統一させていただいた点でございます。あわせて、BCP等に関するご指摘もございましたので、そうした内容を新たに盛り込んでおります。その他の点につきましては、前回の部会から大きな修正はございません。</p> <p>また、先ほど有田委員からいただいたご意見につきましては、資料4の3ページにございます松戸市再エネ導入促進計画の検討に関連する内容と認識しておりますので、事務局内で確認の上、必要に応じて今後の検討に反映してまいりたいと考えております。以上、環境審議会への報告内容についての説明となります。</p>

<p>(奥部会長)</p>	<p>はい。ありがとうございます。次回、3月23日に予定されております環境審議会におきまして、私の方から部会報告という形で、これまでの検討内容について中間報告を行うことになっております。資料自体は詳細な内容も含まれておりますが、限られた時間の中での説明となりますので、主に検討結果の部分を中心にご説明することになるかと思えます。</p> <p>また、先ほどの有田委員のご指摘につきましては、再エネ導入促進計画の検討内容、特に実際の運用段階における懸念点に関するコメントと理解しておりますので、記録にとどめた上で、今後の運用検討の際に十分ご検討いただくという整理でよろしいかと思えます。</p> <p>議題(4)につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、こちらの資料4の内容について要点を整理した形で、私の方から環境審議会に報告させていただきます。環境審議会においてご質問やご指摘等が出される可能性もございますので、その内容につきましては、今後、部会の委員の皆様にも共有させていただくことになろうかと思えます。事務局の方でも、そのようにご対応をお願いいたします。</p> <p>それでは、特にほかにございませんようでしたら、以上をもちまして第5回松戸市脱炭素専門部会の議事はすべて終了となります。議事進行にご協力いただき、また活発なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。それでは、司会を事務局の方にお返しいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本日は今年度最後の会議となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本年度は、計5回にわたるご議論をいただき、誠にありがとうございました。昨年度から重ねてまいりました本専門部会も、本日で一つの節目を迎えることとなります。委員の皆様には、貴重なご意見を多数いただき、2030年の中間目標に向けた重要な局面において、具体的で実効性の高い計画案等を取りまとめることができました。</p> <p>本部会としての今年度の開催は本日で一区切りとなりますが、部会からのご答申を受け、今後は市としてこれらの内容を着実に形にしていきたいと考えております。2030年の目標達成に向け、ここからは一つ一つの取組を確実な成果につなげていく大切な時期となります。</p> <p>今後とも、本市の脱炭素政策の推進にお力添えを賜りますとともに、引き続きご指導・ご助言をいただければ幸いです。2年間にわたるご尽力に、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度松戸市脱炭素専門部会を終了とさせて</p>

	いただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございました。
(一同)	ありがとうございました。

【議事終了】

6 ウェビナーチャット上での質問内容

(有田委員)	建築物の形態規制緩和に関する特例適用要件の検討に関連する内容については、建築主にとって事前予見性が高い内容となり、かつ建築審査会における審査手続きの運用コストが高くなるような内容となることが望ましく、このためには判断基準を事前明示しやすいものとするのが望まれる。このためには、事前に市内の建築物の近年の実績調査を踏まえ、かつ必要に応じて千葉県建築士会松戸支部などの専門家団体との事前の協議調整などが行われることが望ましいのではないか。
--------	---

以上